



税情報

令和4年度における土地・家屋の価格を確認できます

固定資産税の納税者が、所有する土地と家屋の令和4年1月1日時点の評価額を町内のほかの土地や家屋の評価額と比較できるよう、土地・家屋価格等縦覧帳簿を設置しています。

■設置期間

4月1日(金)～5月31日(火)

■確認ができる方

町内に土地・家屋を所有する納税者

■時間

午前8時15分～午後5時

■設置場所・詳細

町民課税務・収納グループ
☎25-2136

暴風雪や大雪による家屋倒壊などの被害を受けられた方へ

固定資産(家屋や倉庫など)をお持ちの方で、冬季の暴風雪や大雪により破損や倒壊などの被害に遭われた方

は、固定資産税の減免の対象となる場合があります。まずは、税務・収納グループまでご相談ください。

■詳細

町民課税務・収納グループ
☎25-2136

生活情報

舗装道路の一斉清掃にご協力ください

雪解けによる汚れやごみを一掃し、環境美化を推進するため、市街地区の舗装道路の一斉清掃を行います。

■日時

4月19日(火) 午前6時～

■実施地域

清里・札弦・緑の各市街地
※当日の土砂やごみは、肥料袋などに入れて口を縛ってから、ごみステーションまたは道路脇に出してください。

■問い合わせ

町民課町民生活グループ
☎25-3577



畜犬取締及び野犬掃とうを行います

清里町畜犬取締および野犬掃とう条例に基づき、野犬掃とうを行います。

期間中放し飼いの犬、または野犬については薬殺処分などとなりますので、飼い犬を必ず鎖などでつないてください。

また、飼い犬が逃げた場合は、役場町民課町民生活グループまで連絡をお願いします。

■実施期間

4月1日～9月30日

■実施場所

清里町全域

■問い合わせ

町民課町民生活グループ
☎25-3577

春の火災予防運動を行います

春先の火災を防止するため、次のとおり春の火災予防運動を行います。

■予防運動期間

4月20日(水)～4月30日(土)

■火災予防車両パレード

4月20日(水)

清里市街 午前9時～
札弦市街 午前10時10分～

緑市街 午前10時50分～

■啓蒙事業所訪問

4月20日(水) 午前9時～

■啓蒙サイレン吹鳴

期間中毎日、午後7時より30秒間

■町内予防広報

火災予防運動期間中、町内市街地区を巡回します。

■防火査察

一般住宅、防火対象物、危険物施設

■問い合わせ

消防署清里分署
☎25-2110

春の全国交通安全運動が実施されます

新入園・入学の時期を迎え、交通ルールや通学路に慣れない園児・児童は、左右の安全確認がおろそかになったり、急に道路へ飛び出したりするため、子どもの交通事故の発生が懸念されます。家庭や地域住民が一体となって交通安全教育と啓発活動を行い、交通事故を防止しましょう。

また、雪解けが進み各種産業活動が活発化することで車

「きよさと健康ダイヤル24」のご案内

- 「赤ちゃんが夜中に熱を出した」、「病気のことで一人で悩んでしまう」などご相談に応じて分かりやすくアドバイスさせていただきます。
- 携帯電話からも使用可能です。

☎0120-402-523 【年中無休／通話無料】



税情報

令和4年度における土地・家屋の価格を確認できます

固定資産税の納税者が、所有する土地と家屋の令和4年1月1日時点の評価額を町内のほかの土地や家屋の評価額と比較できるよう、土地・家屋価格等縦覧帳簿を設置しています。

■設置期間

4月1日(金)～5月31日(火)

■確認ができる方

町内に土地・家屋を所有する納税者

■時間

午前8時15分～午後5時

■設置場所・詳細

町民課税務・収納グループ
☎25-2136

暴風雪や大雪による家屋倒壊などの被害を受けられた方へ

固定資産(家屋や倉庫など)をお持ちの方で、冬季の暴風雪や大雪により破損や倒壊などの被害に遭われた方

生活情報

舗装道路の一斉清掃にご協力ください

雪解けによる汚れやごみを一掃し、環境美化を推進するため、市街地区の舗装道路の一斉清掃を行います。

■日時

4月19日(火) 午前6時～

■実施地域

清里・札弦・緑の各市街地

※当日の土砂やごみは、肥料袋などに入れて口を縛ってから、ごみステーションまたは道路脇に出してください。

■問い合わせ

町民課町民生活グループ
☎25-3577



畜犬取締及び野犬掃とうを行います

清里町畜犬取締および野犬掃とう条例に基づき、野犬掃とうを行います。

■詳細

町民課税務・収納グループ
☎25-2136

期間は放し飼いの犬、または野犬については薬殺処分などとなりますので、飼い犬を必ず鎖などでつないてください。

また、飼い犬が逃げた場合は、役場町民課町民生活グループまで連絡をお願いします。

■実施期間

4月1日～9月30日

■実施場所

清里町全域

■問い合わせ

町民課町民生活グループ
☎25-3577

春の火災予防運動を行います

春先の火災を防止するため、次のとおり春の火災予防運動を行います。

■予防運動期間

4月20日(水)～4月30日(土)

■火災予防車両パレード

4月20日(水)

清里市街 午前9時～
札弦市街 午前10時10分～

緑市街 午前10時50分～
啓蒙事業所訪問
4月20日(水) 午前9時～

啓蒙サイレン吹鳴
期間中毎日、午後7時より30秒間

■町内予防広報

火災予防運動期間中、町内市街地区を巡回します。

■防火査察

一般住宅、防火対象物、危険物施設

■問い合わせ

消防署清里分署
☎25-2110

春の全国交通安全運動が実施されます

新入園・入学の時期を迎え、交通ルールや通学路に不慣れな園児・児童は、左右の安全確認がおろそかになり、急に道路へ飛び出したり、急いで道路へ飛び出したりするため、子どもの交通事故の発生が懸念されます。家庭や地域住民が一体となって交通安全教育と啓発活動を行い、交通事故を防止しましょう。

また、雪解けが進み各種産業活動が活発化することで車

住宅用太陽光発電システムの導入を支援しています

清里町では、再生可能エネルギーの普及事業を継続し、令和元年度～4年度の期間において、家庭から排出される二酸化炭素排出量を削減し環境への負荷の少ない「住宅用太陽光発電システム」を設置される方に対し、設置費用の一部を助成します。設置を予定されている方は、お問い合わせください。

■対象者

①清里町に住所を有し(町内に新たに住宅を建設または購入して転入する方を含む)居住する方のうち、町内の住宅に発電システムを新たに設置する方、または町内に設置する方、また発電システム(新築のものに限る)を購入する方

②町税、各種手数料および使用料などを滞納していない方

③当該年度の3月末日までに補助事業実績報告書を提出できる方

※原則として補助金交付決定

後に設置できる方が該当になります。
※設置後1年間、発生電力量などのデータを報告していただきます。

■補助の対象となるシステム
省エネナビが設置されていて、未使用のもの(中古品は対象外)で、電力会社と電力需給契約を締結でき、発電システムの最大出力の合計値が10キロワット未満のものなどの条件があります。

■受付期間

令和4年4月1日(金)～令和5年1月31日(火)

■補助金の額

発電システムの最大出力の値(kw表示とし、小数点以下第3位を四捨五入)に6万円を乗じて得た額で、30万円が上限です。また、千円未満は切り捨てとなります。

■申込方法

産業建設課建設グループに備えている所定の申請様式に必要書類を添付してお申込みください。様式は町ホームページからもダウンロードできます。

○ホームページQRコード



■詳細と申込先

産業建設課建設グループ
☎25-3572

補助金の計算例

- 最大出力 2.955 kWの場合
6万円×2.96 kW = 17万7千円
(千円未満切り捨て)
- 最大出力 5.544 kWの場合
6万円×5.54 kW = 30万円
(30万円を上限)

「きよさと健康ダイヤル24」のご案内

- 「赤ちゃんが夜中に熱を出した」、「病気のことで一人で悩んでしまう」などご相談に応じて分かりやすくアドバイスさせていただきます。
- 携帯電話からも使用可能です。

☎0120-402-523【年中無休／通話無料】

安心してお電話ください。私たちがわかりやすくアドバイスいたします。

ハイヤー利用助成券を 交付しています

令和3年度に助成券の交付を受けた方には、3月末に令和4年度分の助成券(きよポンカード)を郵送しています。まだ届いていない方がいらっしゃいましたらご連絡ください。

※通常のきよポンカードで運賃の支払いができるよう調整中です。

■問い合わせ

企画政策課まちづくりグループ
☎ 25-2135

新型コロナウイルスの影響を受けた 住民税非課税世帯などに対する 臨時特別給付金を交付しています

住民税の申告や家計急変により非課税世帯相当として交付を受ける場合は手続きが必要です。令和4年9月30日が期限ですので、お早めにお手続きをお願いします。

■問い合わせ

- 支給手続きや支給時期など
町民課町民生活グループ ☎ 25-2157
- 家計急変世帯の申請や住民税のことなど
町民課税務・収納グループ ☎ 25-2136



■問い合わせ
斜里郡3町終末処理事業組合
(斜里町役場環境課)
☎ 26-8217
町民課町民生活グループ
☎ 25-3577

し尿汲み取りおよび浄化槽汚泥引き取り処理料金の改定を行いました

清里町のし尿汲み取りと浄化槽汚泥の処理は、斜里郡3町で構成する斜里郡3町終末処理事業組合の施設(斜里町字大栄)にて受入れ処理を行っています。
し尿汲み取り料金とあわせて、浄化槽汚泥処理料金の新設を行い、施設の維持管理に必要な体制のため料金の改定を行いました。
令和4年4月からの汲み取り、処理から適用となります。

改定・新設の項目	改定後	改定前
【改定】 し尿汲み取り料金(1ℓあたり)	7円(消費税込)	5.83円(消費税込)
【新設】 浄化槽汚泥処理料金(1ℓあたり)	2.2円(消費税込)※	-

※浄化槽汚泥処理料金は各ご家庭などの浄化槽維持管理を行っている事業者の料金に加わる形となります。詳しくは維持管理事業者へお問い合わせください。

国民健康保険加入者の皆さんへ 医療機関でも特定健診を受けられます

特定健診は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目して生活習慣病のリスクの有無を検査し、リスクがある方の生活習慣を改善することを目的とした健康診断です。
6月と12月に実施するミニドック検診とは別に、次の医療機関でも特定健診を個別に受診することができます。
①自身の予定に合わせ、ミニドック検診か医療機関での健診のどちらかをお選びください。

■特定健診実施の医療機関

- 網走厚生病院
☎ 0152-43-3157
- 常呂厚生病院
☎ 0152-54-1611
- 小清水赤十字病院
☎ 0152-62-2121

■対象者

清里町国民健康保険に加入されている令和5年3月末までに40歳になる方から74歳までの方

※20歳から39歳までの方はミニドック検診を受診してください。

■健診費用(自己負担額)

※人間ドックとしての受診も可能ですが、特定健診の項目以外の検診費用は別途自己負担となります。

■医療機関での特定健診受診までの流れ

- ①ご希望の医療機関に直接電話でお申し込みください。
※清里町農協で人間ドックを申し込みの方は、改めての申込みは不要です。
- ②医療機関より健診予約日の約1週間前までに問診票などが送付されます。
- ③健診当日は、保険証、受診券、問診票、健診費用を持参してください。

※人間ドックや追加項目を受ける場合には、病院から送付される検査キットや追加料金もお持ちください。

■その他

特定健診の受診は、年度ごとにひとり1回となります。また、対象者には4月中旬に町から受診券を送付しますので、特定健診受診の際は忘れずにお持ちください。

■問い合わせ

町民課町民生活グループ
(医療保険担当)
☎ 25-2157



子育て支援医療費扶助事業 高校生も医療機関窓口での 自己負担分の支払いが不要になります

平成27年10月から、対象者を高校生まで拡大して実施している子育て支援医療費扶助事業について、これまで高校生の医療費助成は、医療機関の窓口で自己負担を支払った後、役場窓口にて申請手続きが必要でした。
4月1日から、一貫した子ども医療扶助制度の確立と

保護者の負担軽減を図るため、高校生も受給者証を提示することで、医療機関窓口での自己負担分の支払いが不要となります。
なお、対象となる保護者の方には、個別にご案内を送付しています。町民課窓口に認定申請をいただいた後、受給者証を交付しますので、

お早めに申請をお願いします。

■問い合わせ

町民課町民生活グループ
☎ 25-2157



若者世帯の方へ家賃補助を行っています

移住定住を促進し、地域の活性化を図るため、「若者世帯の民間賃貸住宅居住者」へ家賃の補助を行っています。町ホームページにも詳細を掲載していますので、ご確認ください。対象となる方がいらっしゃいましたら、まずはお問い合わせください。

■対象となる世帯

世帯員のいずれも入居日の年齢が40歳未満で次に該当

する世帯

- 町内の民間賃貸住宅に住所を有していること
 - 転入前1年以上町外に住所を有し、かつ転入後1年以内に民間賃貸住宅に居住した方がいること
- ※主に収入のある方が公務員の場合は補助対象外です

■申請方法

対象年度分の補助金を年1回交付しますので、毎年3月

末日までに賃貸借契約および家賃の支払い状況が確認できる書類(領収書などの写し)を添えて申請してください。

■問い合わせ

企画政策課
まちづくりグループ
☎ 25-2135

町営住宅の入居者を募集します

■申込期間（一般募集住宅）
4月1日（金）～4月12日（火）
入居申込者に応じて、申込み時に必要となる書類が異なりますので、お早めの相談をお願いします。

■公営住宅は一定所得を超える場合は申込みできません。また、所得に応じて4段階の住宅使用料が設定されます。（入居後に所得が基準額を超える場合は記載以上の住宅使用料となります）

※青葉団地・札進団地・札南団地のお部屋については申込み後に修繕を行うため2カ月程度時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

■入居資格
①収入基準を満たしている方
②住宅に困窮していることが明らかである方
③単身向け住宅については、入居時の年齢が59歳以下の方
④世帯向け住宅については、同居親族のある方

⑤高齢者向け住宅については概ね65歳以上で体が虚弱な方を有する世帯
※これ以外にも入居資格がありますので、詳しくは窓口でご相談ください。

■住宅使用について
ペット（犬・猫などの小動物）の飼育は禁止しています。また、駐車場は各戸につき1台分です。

■問い合わせ
町民課町民生活グループ
☎25-3577



こんな時には国民年金の手続きが必要です

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金（厚生年金・共済年金含む）に加入することが義務付けられています。

国民年金は、みんなで暮らしを支え合う社会保険制度です。加入の種別は、次の3種類に区分されています。

第1号被保険者
自営業者・学生
農業者とその家族など

第2号被保険者
会社員（厚生年金）や
公務員（共済組合）など

第3号被保険者
第2号被保険者の扶養に入っている方

ご本人や配偶者の就職、転職、結婚などで、年金の加入手続きや種別変更の手続きが必要で（下図を参照）、年金の加入手続きや種別変更の手続きをされないとき、病气やけがで障害が残ったとき

の障害年金や、死亡したときの遺族年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、忘れずに手続きしてください。

役場での手続きには①変更日が確認できる書類、②マイナンバーカードまたはマイナンバーが分かる書類、③本人確認書類（運転免許証など）をお持ちください。

※20歳になったときは
厚生年金や共済組合に加入していない方には、おおむね2週間以内に、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」などが送付されますので、手続きは不要です。

■問い合わせ
町民課町民生活グループ
（戸籍年金担当）
☎25-2157
北見年金事務所国民年金課
☎0157-25-9635

■こんな時は手続きが必要です

現行の種類	手続き先が必要となる時	資格取得日	変更後の種別	手続き先
第1号	第1号被保険者の夫婦のどちらかが第2号被保険者になり、配偶者として扶養されるようになったとき	配偶者に扶養されることになった日	第3号	配偶者の勤務先
	結婚や退職などで、第2号被保険者の配偶者に扶養されることになったとき			
第2号	会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されることになったとき	退職日の翌日	第1号	役場 町民課
	60歳になる前に、会社などを退職したとき			
第3号	第2号被保険者である配偶者が、会社などを退職したとき	配偶者の退職日の翌日	第1号	役場 町民課
	第2号被保険者である配偶者が、65歳になったとき	配偶者の65歳の誕生日の前日		
	配偶者の扶養から外れたとき （収入が増えたとき、離婚したときなど）	配偶者に扶養されなくなった日		